



漢代の待詔について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2011-09-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 杉本, 憲司 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00010088

漢代の待詔について

杉 本 憲 司

一 はじめに

漢代の選舉と官僚制についての研究は、いままでに数多くあるが、ここではいままでの研究の中で余りとりあげられていない待詔についてのべるとともに、官途にのぼらんとする漢代知識人の一つの姿を考えてみたい。

漢代の官吏登用法の主なもの、武帝時代以前には任子法、良家子、富貴、献策があったが、武帝の時になると呉楚七国の乱平定後、確立してきた中央集権的官僚國家をささえていくために有能な人材を確保し、沈滞した官界を一新するため官吏登用法を抜本的に改革する必要が生じてきた。それで武帝は董仲舒等の策をとりいれて、新たに博士弟子員の科、孝廉科等の選舉をおこなうことにした。この外にも不定期的、臨時的なものに賢良方正、茂才(秀才)、明経、有道、直言、敦朴などの科目があった。以上のような科目にえらばれた者は郎に補せられ、高級官僚(勅任官)の第一歩をふみだすことになる。

ところで、ここでとりあげる待詔とはいかなるものであるうか。『漢書』卷十一 哀帝紀の注にひかれた應劭の説に、
諸以材技徵召、未有正官、故曰待詔。

とあって、待詔とはなにか特別な才能、技芸があつて召しだされたが、未だ正官がないので正式の官についていない者と解している。これによると待詔とは先きのべた諸科以外のなにか特別な才能・技芸をもって特別に召しだされたが、正式の官がない為にそれが空席になるのをまわっている状態をいっている。この應劭の解で漢代の史料にみえる待詔の語を考えるこ

とは可能であるが、単に空席がないので待っているというように単純に解しては待詔のもっている正確な意味をとらえることができない。以下、待詔のいろいろなケースを考えていきたい。

二 待詔の名称がつく官名について

瞿蜕園の「歴代職官簡釋」によると、

待詔・待制本爲何應召對之意、非官名、故漢代常令文學之士、待詔於金馬門、唐之翰林待詔亦同、宋代予其意、於館閣直學士以下置待制、始爲官名。

とあって、待詔とは宋代までは官名でなく、もともと皇帝に何應して下問に答える者で、漢代では文學の士が金馬門で待詔していた。すなわちすぐ下問に答えるように特定の場所であつてゐる状態をさしているのだとべている。たしかに漢代の史料をみると、たとえば、『漢書』卷五八 公孫弘伝によれば、弘が武帝の元光五年に賢良文學の士を徴した時に第一等で対策したので、博士となり、「待詔金馬門」したとある。この場合などはたしかに、金馬門で待詔させられたのであって、待詔は名詞でなく動詞として読まれる字句である。そうしてたしかにこのような使用例が非常に多くある。それでは漢代に待詔の名称がついた官名が一つもなかったのかというと決してそうではない。『後漢書』百官志の太史令の條にひかれた『漢官儀』に、

太史待詔三十七人、其六人治歷、三人龜卜、三人廬宅、四人日時、三人易筮、二人典穰、九人籍氏、許氏典昌氏各三人、嘉法請雨解事各二人、醫一人。

とあり、また同じく太史令の條にひかれた『漢官』には、

靈臺待詔四十二人、其十四人候星、二人候日、三人候風、十二人候氣、二人候晷景、七人候鍾律、一人舍人。

とある。この二つの史料より後漢時代では太常卿の属官である六百石の官である太史令に属する官に、太史待詔と靈臺待詔というものがあつたことがしられる。百官志の本注によると、太史令は天時星曆のことを掌り、歳の終りには新年の曆を奏したり、國の祭祀、喪礼、婚禮の良日、時の禁忌をえらんだり、また瑞應災異があればこれを記録したりすることを役目と

これによると、建始二年に罷めた祠に係っていた候神、方士、使者、副佐、本草待詔の七十余人が家に帰したことがわかる。顔師古の注によると、

本草待詔、謂以方藥本草而待詔者。

とあって、本草待詔は尚方待詔と同じように神仙術に関する方藥の専門職で、多分方士がなっていたのであると思われる。

以上のべたように、待詔の名称がついた官職はなんらかの専門的才能、技能を必要とするものであるが、その才能、技能が高く評価されることなく低い地位に、すなわち正式な官でない「某」待詔という定員外の官職におかれたことがうかがえる。

三 待詔者、東方朔について

前後漢時代を通じて待詔者として史料にみえる名前は約六十余名いる。これら待詔者には色々な人物がいるが、ここではその一例として前漢の武帝につかえた東方朔をとりあげて、待詔の意味するところを考えていきたい。

『史記』卷二二六 滑稽列伝及び『漢書』卷六五 東方朔伝によると、朔は平原郡(山東省 厭次縣(惠民縣))の人で、字は曼倩といった。武帝が即位して天下に方正・賢良・文学・材力の士を求めた。この時に自選する者が千人いたが、この中の一人に朔がいて、その上書は三千枚の木牘からなっていて受領した公車令が二人でようやく持ちあげることができ、それを読みあげるのに武帝が二ヶ月もかかったといわれている。その内容は実に人を喰ったもので、

臣朔は若くして父母を失い、兄夫婦に養育されました。年十三になつてから、(貧しいので冬に書を学ぶことを)三冬しまして文史をマスターしました。十五才で撃剣を学び、十六才で詩書を学んで二十二萬言を暗誦することができるようになりました。十九才で孫子・呉子の兵法、戦陣の具、鉦鼓の教えを学び、亦二十二萬言を暗誦することができますようになりました。凡そ臣朔はすでに四十四萬言を暗誦するだけでなく、また常に子路(孔子の弟子)の言葉を服用しています。臣朔は年二十二才で、身のたけ九尺三寸(約二米六十糎)、目は輝くこと珠の如く、齒は貝を並べたごとくうつくしく、勇氣は孟

責のようにあり、すばやいことは慶忌のごとくであり、清廉なることは鮑叔のようであり、信義にあつことは尾生のようであります。以上のようにありますから天子の大臣となすべきです。臣朔 昧死再拜以聞^⑧。

と上書してたかく自分の譽を称した。これをうけた武帝は朔を偉いとして、公車に待詔せしめられたとある。ところで朔が待詔せしめられた公車とは衛尉に属する公車司馬のことで、『漢書』百官表にひかれた『漢舊儀』によると、

公車司馬掌司馬門、夜徼宮中、天下上事、及闕下凡所徼召、皆惣領之。

とあって、司馬門をまもる役所であると同時に、徴召された者をあつかふ役所でもあって、上書する者はここを通じておこなわれる。すなわち、朔は上書してそれが認められたが、すぐに官に補せられるのでなく公車に下命あるまでまたされることになったのである。この場合の待詔は應劭の説によつて解することができるが、しかしこの場合は補せられるべき官が満ちていたからでなく、いずれの官に補すべきかさえもまだ定まっていなく、唯なにか役にたちそうである、なにか面白そうであるという武帝の考えから、しばらく待たされることになったと考える方がよさそうである。

次に朔の伝にみられる待詔者の待遇についてのべておこう。朔が公車において待詔したが、「奉祿薄、未得省見」こと久しかったとされている。すなわち待詔者には祿が給せられたが、それが少く朔にとって大変不満であった。そこで待詔者と同じ待遇をうけていた馬番の朱儒とくらべて次のようにいっている。

臣朔生亦言、死亦言、朱儒長三尺餘、奉一囊粟、錢二百四十、臣朔長九尺餘、亦奉一囊粟、錢二百四十、朱儒飽欲死、臣言可用、幸異其禮、不可用罷之、無令但索長安米。

これでわかるように、公車に待詔している者は粟を一袋(内容量がどれくらいか不明)と錢二百四十錢を祿としてうけている。また『史記』卷一二六 滑稽列伝にみえる楮先生曰くの条にひかれた、齊人東郭先生の話をみると、その奉祿の少いことがうかがえる。即ち東郭先生が方士という資格をもって公車に待詔していたときのことか、

東郭先生久待詔公車、貧困飢寒、衣敝、履不完、行雪中、履有上無下、足盡踐地、道中人笑之。

といわれている。貧しく飢え寒さにふるえ、衣服はやぶれ、履は底がなく、雪の中を歩いても足が直接雪をふむような状態であった。ともかく待詔者の待遇は決してよいものでなかったが、『漢書』卷七五 李尋伝に、

臣尋位卑術淺、過隨衆賢待詔、食太官、衣御府、久汗玉堂之署。

とあって、尋が哀帝のときに黄門に待詔していた時に、少府に属する太官・御府より衣食を給せられていたことが知られる。待詔者に対してなにがしかのものを給することは後漢時代にもあったようで、『後漢書』卷三七 丁鴻伝には、永平十年、詔徵鴻、至、即召見、説方侯之命篇、賜御衣及綬、菓食公車、與博士同禮。とあり、注によると、

諸待詔者、皆居以待、故令給食焉。

とあって、公車に待詔させられた者には食事が給せられ、その待遇は博士と同じであったことが知られる。

以上のように、待詔者は正式の官についていないので、正式の官についた者のような待遇をうけてはいないが、前漢では最低の禄を給せられた外、なにがしかの衣服・食糧を給せられていたことが知られる。

扱、話しをもとにもどして東方朔のことをもう少しのべてみよう。

武帝に対し、朱儒と同じ待遇ではかなわんと策略をもつてのべたことに対し、帝は大いに笑い、待詔するところを公車から金馬門にかえさせている。その結果、「稍得親近」ということとなったのである。この様に待詔する場所によって皇帝に親近する度合いがことなつたのである。それでは待詔する場所にどんなところがあつたかをみると、先づ先述の公車、そうして金馬門、この外、宦者署、黄門、五祚宮、丞相府、保宮、掖庭、承明之庭、鴻都門下等がみられる。金馬門とは『三輔黄圖』によると、未央宮に属する門で宦者署に通ずる門でもある。ここは大宛の馬をかたどつた銅製の馬像がおかれたので金馬と称せられた。この門に待詔させられた人々で名前の知られる者をあげると、従横家として書をのこした聊蒼（『漢書』芸文志）、公孫弘（『漢書』公孫弘伝）、主父偃、嚴安、徐楽（『三輔黄圖』）、文学の士たちの王褒、劉向、張子僑、華龍、柳褒（『漢書』王褒伝）、鄭朋（『漢書』蕭望之伝）、賈捐之（『漢書』賈捐之伝）をあげることができる。宦者署と金馬門は同じと考えられる。黄門、保宮（居室）は少府に属する役所である。又、承明之庭の承明も未央宮内にある宮殿の一つである。このように待詔者の待っている場所は少府に属する役所か、未央宮に属するところである。すなわち一つの例外（劉徳が丞相府に待詔している）を除いて皇帝が生活している「未央宮」、あるいは皇室のことを取りあつかふ役所である「少府」に属する役所が待詔者のいるところであることがわかる。先きに述べたごとく東方朔が公車から金馬門にうつり親近を得たということも、少府に属する役所であつた公車から、皇帝の宮殿の門である金馬門にうつつたということとその事情が理解される。

扱、また話しを東方朔にもどすと、朔はまもなく待詔者から常待郎になり、帝に愛幸される。ついで太中大夫給事中にうつったが、酒に酔って殿上で小便したので免ぜられ庶人とされたが、宦者署に待詔させられていて、まもなく中郎に帰りがしている。

以上にのべてきたように、東方朔は早く父母をうしない兄嫂に育てられたように決してめぐまれた生立ちでなかったが、若い時から経術を愛し、外家の語を博観するところが多くあって、秀れた才能をもっていた。そうしてその才能をもって権力の座にちがづき、官途に登ろうとはかるが、しかし決して高級官僚にすむこと願わず、権力に就かず離れずにいる。この東方朔の姿の中に皇帝と特殊な才能のある人々との関係がよみとれる。特に、武帝はすでに吉川幸次郎氏によって指摘されたごとく、人材の拔擢に積極的で、種々の人材を自己の周囲にあつめて、諸種の快樂に積極的になつていたことが有名である。このようにして武帝の周囲にあつめられた人々の名前は『漢書』巻五八 公孫弘伝の賛にみられるが、このような廷臣がはじめて帝にちかづく時に待詔という形をとったのであろうと思われる。

四 待詔者の姿

前述のように武帝の廷臣の中には才能にめぐまれた人々が多くいたが、ここでは東方朔以外の待詔者の姿をみてみたい。『漢書』巻三十 芸文志をみると、道家流としてあげられた「郎中嬰齊十二篇」の著者の某嬰齊は賦十篇もかいているが、注によると武帝時代の人で、劉向によると待詔であるとされている。『待詔金馬聊蒼三篇』は従横家の目にみえる。百家の目には「待詔臣饒心術」、「待詔臣安成未央術一篇」があり、文には「待詔馮商賦九篇」がある。これらの書物の著者達は姓名の不明な者が多く、どのような人物であるかわからないが、待詔の身分で書物を書いた場合には「待詔の某」といういひかたをしている点からみると、待詔とは「詔を待つ」といふ読み方以外に「待詔」と熟して一つの身分をあらわすような場合もあったと考えられる。このような待詔者は武帝時代に多くいたことは、武帝と董仲舒の問答の中に、「今子大夫待詔百有餘人」といわれていることからうかがえる。

公孫弘は年六十で賢良をもって博士となるが、対匈奴の策で武帝のいかりをうけ、免ぜられて帰る。まもなく元光五年に

再び賢良文学に徴せられ、太常にいたり策を上奏すると帝はこの作を第一にして博士にして金馬門に待詔せしめている^⑧。このように博士になって待詔せしめられることは常制であったようで、『唐六典』卷二一 國子博士の條にひかれた『漢官儀』によると、

文帝、博士七十餘人爲待詔、博士朝服玄端、章甫冠。

とされていることからうかがえる。

朱買臣^⑨の場合をみると、郡の上計吏の卒となって重車をひいて長安にきて、公車に待詔している時に、同郷の嚴助にしろれるところとなり武帝にまみえるの機会を得、春秋、楚詞のことをのべ、中大夫を拜するが事件に坐して免ぜられ、後しばらくして待詔にめされ、対東越策がみとめられて会稽太守を拜している。この場合は文学の士として待詔にされたようである。また、朱買臣は東方朔と同様に官をなんらかの理由で免ぜられてから待詔にめされている点、注目される。このような例は外にもある。『漢書』卷八八 儒林伝にみえる梁丘賀がそれである。

宣帝時、聞京房爲易明、求其門人、得賀、賀時爲都司空令、坐事論免爲庶人、待詔黃門、數入說教侍中、以召賀、賀入說、上善之、以賀爲郎。

とあって、免ぜられて庶人になった後、黃門に待詔しながら宣帝にめされるのをまっていたことが知られる。このように特別な才能をもっていて、帝が必要とする場合には官を免ぜられて庶人になっても、待詔者として側近におかれていた。

吾朱壽王^⑩は若くして格五という遊戯をよくすることから待詔にめされ、官途にのぼるチャンスをつかんでいる。枚臬^⑪は父の乗の陰によって待詔させられたが、これは父の陰だけではなく臬の「不通経術、詼笑類俳倡、爲賦頌、好嫚戲」という才能によって待詔者になったと考えられる。韓説^⑫は弓高侯韓隲當の庶孫で、校尉をもつて大將軍に従って功績をあげて龍頰侯になったが耐金の罪に坐して侯をうしなう。しかし元鼎六年には待詔になりまもなく横海將軍に帰り咲き東越を撃つて功をあげている。この場合は武人としての才能で待詔者になったのであろう。

以上のように待詔者は武帝にいたって突然あらわれてきたのはやはり武帝の積極的な人材抜擢の結果であると思われるが、このような人材抜擢の方法はこの後もうけつがれていった。昭帝の時には黃帝調歴を治めた李信^⑬が待詔者であった外、霍光が宗室で用いべき者をえらんだ時に、若い時から黃老の術を修め智略のあつた劉辟彊の子の徳がえらばれ丞相府に待

詔している。また蔡義^②は帝が韓詩をよくする者をもとめた時に待詔させられ、これがきっかけて丞相にまで進み、陽平侯に封ぜられている。

宣帝の時には劉向、張子僑、華龍、柳寢が金馬門に待詔している外、音楽に秀いでた者が待詔者になったことが『漢書』卷六四下 王褒伝の

神爵五鳳之間、天下殷富、數有嘉應、上頗作歌詩、欲興協律之事、丞相魏相、奏言知音善鼓雅琴者、渤海趙定、梁國龔德皆召見待詔。

よって知ることができ。これによると宣帝が天下が豊かになり、しばしば嘉應があるので歌詩をつくり楽に合せて歌うことをおこそうとしたので、丞相の魏相が音を知り鼓をよくうち琴をみやびやかに弾ずる人を求めた結果、渤海の趙定と梁國の龔徳が召されて待詔者になったことがわかる。『漢書』芸文志の楽家の目に「雅琴趙氏七篇」なるものがみえ、その注によるとこの趙定の著わしたものであることがわかるので、この待詔者趙定は雅琴でもって待詔者になったことが知られる。又、龔徳は同じく芸文志の楽家の目に「雅琴龍氏九十九篇」とあり、注に名は徳、梁の人とあり、この人と同一人物と考えられ、龔徳も趙定と同じく雅琴でもって待詔者になったことが知られる。ついで王褒伝によると、宣帝は神僊のことも好んだようで、これについての才能ある王褒、張子僑等が待詔者になり、帝に従って放獵したり歌をつくったりして、寢は後に諫大夫に擢げられていることが知られる。『漢書』卷八八 儒林伝によると韓嬰の後の生が嬰の伝えた易をもつて殿中に待詔者となり、劉向と周慶と丁氏が宣帝の好んだ穀梁の説にすぐれていたことから待詔者となり、時の公羊博士嚴彭祖等と討論したり、張禹が左氏の説にすぐれていることから待詔者になったこと等が知られる。

元帝時代の待詔者には齊詩を学んだ翼奉^③が学問だけにとめ官途につくことなく、律歴・陰陽の占を好んでいたが、多くの儒者の推薦で徴せられて宦者署にいたことが知られる。奉は後には中郎から博士、諫大夫に昇進している。桓譚の『新論』辨惑篇によると、元帝が病氣になって、広く方士をもとめたところ漢中の王仲都が至り、なにをなすことができるかと問われて、「但、能く寒暑を思ふことができるだけです」と答え、寒い日に肌着一枚で車に乗って上林園の昆明池のまわりを走った。御者は厚着して毛皮をかぶっていても甚しく寒いのに、仲都は顔色をかえなかつたばかりか池臺の上に臥して曠然自若としていたので待詔者になったとされる。この王仲都の場合は寒暑に特別に強いという、普通ではない能力

を持つ者として待詔者になったものと考えられる。

成帝の時には文章にすぐれた劉歆^②と楊雄^③が待詔者となり、谷永^④は博く經学を学んでいて、建始三年に日食と地震があったことから天下に方正直言極諫の人を求めた時に、劉慶忌の推薦で公車に待詔させられ帝の下問に答え異ありと認められたが、まだしばらく待詔して下問に答えている。

哀帝の建平二年には待詔の夏賀良^⑤が赤精子の讖をのべ、漢家の曆運が中衰しているからよろしく改元すべきことをすすめている。これは夏賀良が先きののべた太史待詔に属するような才能をもって待詔者になっていた例ではなからうか。賈讓^⑥は治水についての意見をもとめられた時、誰一人もなかったのに待詔者であった賈讓が唯一人上奏している。この場合、讓が治水工事についての才能があつて待詔者になっていたのであろう。息夫躬と孫寵^⑦とは游説にすぐれていてともに待詔者に召されている。李尋は先きののべたが、彼は洪範災異を好み、天文月令陰陽を学んでいて待詔者になっていると思われる。伍客^⑧は星を知り、方道を好むことから待詔者になっている。

以上ののべてきたように前漢時代に待詔者として色々な人物がみられるが、そのほとんどは当時、正当な儒学を修めた者ではなく、また修めたにしても一部門だけにすぐれた者、しかしそれでも当時の人々にくらべて特別な才能・技芸をもつた者が待詔者になっていることがわかる。このことは『漢書』卷六五 東方朔伝に、

建元三年、微行始出、北至池陽、西至黃山、南獵長楊、東游宜春、微行常用飲酎已、八九月中、與侍中、常侍、武騎、及待詔隴西・北地良家子能騎射者、期諸殿門、故有期門之號、自此始。

とあつて、待詔者の隴西・北地の良家の子がよく騎射する者といういい方にもみられる。すなわち、これはよく騎射するという一芸に秀いでて待詔になったのである。このように待詔者になるには一芸に長じているということが重要な条件になっていたと思われる。

このような待詔者は王莽時代にも存在したようで、『漢書』卷九九中 王莽伝に、

是時（始建国二年）、有用方技待詔黃門者、或問以莽形貌。待詔曰、莽所謂鷓目虎吻、豺狼之聲者也、故能食人、亦當爲人所食。問者告之、莽誅滅待詔、而封告者。

とあるによってそれがしられる。これによると王莽の周囲には方技という多分、医経、医方、房中、神仙の術にたけた者が

待詔者として多く黄門にいたと思われる。これもやはり特殊な技能者として待詔していたのである。

後漢時代になっても史料としてあらわれる数は少なくなってくるが待詔者は存在した。

光武帝の時に馬援が隗囂の使者として帝にまみえ待詔者になったが、袁宏の『後漢紀』によると、

援才略兼人、又好從横之畫、故未得官、待詔而已。

とあって、馬援は從横の策を好んでいたが為に正官につかず、待詔者にだけなっていたことが知られる。これによると待詔とは正官につかないが権力者にちかづいた立場にあったことがわかる。この時代には馬援以外に伊敏^⑧、趙熹^⑨、桓譚^⑩が待詔者になっている。伊敏は建武二年に洪範消災の術をのべたことよって公車に待詔させられ、趙熹は鄧奉が南陽で反した時、人が熹が奉と合謀していたと讒言されていたが、奉が破れた時に帝が熹の書を手に入れて奉をしばしば切責していたことから、真の長者として公車に待詔せしめている。

章帝の元和二年二月甲寅にはじめて四分曆を用いたが、この曆の施行にあたって待詔者が活躍している。『後漢書』卷三章帝紀の注にひかれた『續漢書』に、

時待詔張盛、京房、鮑業等、以四分曆、請與待詔楊岑等共課、歲餘、盛等所中多、四分之曆、始頗施行。

とあり、四分曆を施行するにあたって四分曆派の曆学者で待詔者の張盛、京房、鮑業等と、やはり待詔者の別の曆派の楊岑との間にどちらの曆がよいかどうかためたことがわかる。これらの待詔者は前述した靈臺待詔の属官であったかもしれない。

和帝の時には人相見の蘇文^⑪が待詔者になって鄧皇后の人相をみている。靈帝はもと学問を好んでいたが、次第に変り文字の上手なもの、古い字体を書くものを召したり、侍中祭酒の楽松と賈護らは「無行趣執之徒」を多くひいて鴻都門下に待制せしめて、帝に民間の小事をのべさせている。

以上が前漢から後漢時代にかけてみられる待詔者達の姿である。

以上にのべたように前後漢時代を通じて待詔という身分があつて、それは一般の庶民でもなく、又、正式の官にもついでない中途半端な地位であつたが、官途につく一つの関門であつて、『漢書』卷八九 循吏伝にみえる黄霸の伝に、

霸少學律令喜爲吏、武帝末、以待詔入錢賞官、補侍郎謁者。

とあつて、待詔という身分で賣官していることから、一般の庶民の賣官の場合と區別され有利な位置にあつたことが知られる。すなわち、應劭の説にみられるごとく「未有正官」であるが、しかし東方朔にみられるごとく、わずかではあるがながしかの錢穀の奉祿をうけていることや、李尋伝にみえるように、太官・御府より衣食を給せられていることから一般の庶民とはあきらかに區別されていたのである。そうしてこの待詔者についていくつかの例をみてきたように、これらの人々は東方朔と同じように特別に他の人々とは異つた才能・技芸をもっているが、しかしそれが当代の主流のものでないので正當な選挙方法では官途につくことができないので、本来は皇帝の個人的興味で、皇帝の身近に特別な才能をもつていた者をおつめていた方法から生れてきた待詔者という方法で、権力者である皇帝につき、官途にのぼろうとした、当時の知識人の一つの姿をこの待詔者の中に見出すことができる。

このように非常にすぐれた才能をもつてはいるが、正規の方法で官になれない者が官途につく方法は唐時代にもみられる。あの有名な杜甫がそれである。

『唐書』卷二〇一 杜甫伝によると、

李邕奇其材、先往見之、舉進士、不中第、困長安、天寶十三載、玄宗朝獻太清宮、饗廟及郊、甫奏賦三篇、帝奇之、使待制集賢院、命宰相、試文章。

とある。吉川幸次郎氏の『杜甫私記』第一卷②によると、なんとか官吏になり政府の地位をうべく腐心していた杜甫が数度も選挙の試験に落ちて長安で困窮していたが、天寶十載、杜甫四十才の時、玄宗皇帝が太清宮に朝献し、太廟および南郊をまつたが、杜甫はこの三大礼に賦三篇を奏上したところ、「皇帝はその文辞を賞し、集賢院に待制、すなわち圖書寮の御用

掛たることを命じた。集賢院とは、前に集仙の旧名を玄宗が改めて集賢としたと述べた集賢殿に置かれた機関であって、「大唐六典」巻九に、「その修書の所を集賢院書院と為す」というごとく、宮廷文庫と編纂処とを兼ねそなえたような職掌であるがその御用掛といえは、囑托、御用掛の職がいつでもそうであるように、あまりはつきりせぬ身分であり、従って流品は甚だ雑であった。しかしとにかくこの身分を獲得したことによって文章の能力に対する重ねての試験があり、官吏選考の序列の中に、さし加えられたのは、その翌年のことであつたらしい。」とのべられている。もちろん、漢代の待詔と、杜甫がなつた待制(詔)との間には内面的には異つた点があるが、表面的には同じ方法がとられていたことがしられる。すなわち、武帝の個人的な性格が強くてたところから始まつた待詔という制度は後漢時代に少くなつたのは徴召がこれにかわつてきたからであらうが、しかし依然として待詔という制度が唐代まで連続していつたのであらう。

(一九七三、二、一三)

註

- ① 漢代の選挙については古くから研究があるが重要なものを二三あげておく。
森三樹三郎「漢初の選挙」支那学二二・三・四 一九四六。
勞榘「漢代察舉制度考」中央研究院歷史語言研究所集刊一七、一九四八。
殿耕望「秦漢郎吏制度考」中央研究院歷史語言研究所集刊二三上、一九五一。
江幡眞一郎「西漢の官僚階級—官吏の登用法と、官吏の出自について—」東洋史研究二一・五・六、一九五二。
五井直弘「後漢時代の官吏登用制「辟召」について」歴史學研究一七八、一九五四。
大庭脩「漢代官吏の辭令について」関西大学文学論集一〇—一、一九六〇。
永田英正「漢代の選挙と官僚階級」東方學報京都四一、一九七〇。
- ② 瞿蛻園「歷代職官簡釋」は中華書局一九六五年版取められたものである。
- ③ 漢書卷五八公孫弘伝「元光五年、復徵賢良文學、……時對者百餘人、太常奏弘第居下、策奏、天子擢弘對爲第一、召入見、容貌甚麗、拜爲博士、待詔金馬門。」
- ④ 孫星衍校集「漢官六種」では「漢官」の文となっているが「後漢書」官本では「漢官儀」になっている。又、孫校本では「醫二

人」になっているが、一人がよいと思う。

⑤ 統漢書律曆志上に「元和元年、待詔候鍾律股彤上言……」とみえ、待詔候鍾律の一人の名前がしられる。

⑥ 漢書卷九三佞幸伝「伍宏、以醫待詔、與校祕書郎楊閎、結謀反逆。」

⑦ 鎌田重雄「方士と尚方」(『史論史話第二』所収)一九六七。

⑧ 漢書卷六五東方朔伝「上書曰、臣朔少失父母、長養兄嫂、年十三學書三冬、文史足用、十五學擊劍、十六學詩書、誦二十二萬言、十九學孫吳兵法、戰陣之具、鉦鼓之教、亦誦二十二萬言、凡臣朔固已誦四十四萬言、又常服子路之言、臣朔年二十二、長九尺三寸、目若懸珠、齒若編貝、勇若孟賁、捷若慶忌、廉若鮑叔、信若尾生、若此、可以爲天子大臣矣、臣朔昧死再拜以聞、朔文辭不遜、高自稱譽、上偉之、令待詔公車。」

⑨ 三輔黃圖卷三未央宮「金馬門、宦者署、武帝時、大宛馬以銅鑄像、立於署門、因以爲名。」

⑩ 吉川幸次郎「司馬相如について」敍説第五輯、一九五〇。

⑪ 漢書卷三〇芸文志「郎中嬰齊十二篇、武帝時」の顔師古注に「劉向云、故待詔、不知其姓、數從游觀、名能爲文。」とある。

⑫ 漢書卷五六董仲舒伝

⑬ 漢書卷五八公孫弘伝「武帝初即位、招賢良文學士、是時弘年六十、以賢良徵爲博士、使匈奴、還報、不合意、上怒、以爲不能、弘乃移病免歸、元光五年、復徵賢良文學、……」とあり注⑩にみえるように博士となっている。

⑭ 漢書卷六四上朱買臣伝「買臣隨上計吏爲卒、將重車、至長安、詣闕上書、書久不報、待詔公車、糧用乏、上計吏卒更乞匄之、會邑子嚴助貴幸、薦買臣、召見、說春秋、言楚詞、帝甚說之、拜買臣爲中大夫、與嚴助俱侍中、……後買臣坐事免、久之、召待詔。」

⑮ 漢書卷六四上吾丘壽王伝「年少、以善格五、召待詔。」

⑯ 漢書卷四一枚乘伝

⑰ 史記卷一一一衛將軍驥騎列伝「將軍韓說。弓高侯庶孫也、以校尉從大將軍有功、爲龍領侯、坐酎金失侯、元鼎六年、以待詔、爲橫海將軍、擊東越有功、爲按道侯。」

⑱ 漢書卷二一上律歷志上。

⑲ 漢書卷三六楚元王伝。

⑳ 漢書卷六六蔡義伝。

- ① 漢書卷六四下王褒傳。
- ② 漢書卷七五翼奉傳。
- ③ 桓譚新論辨惑第一三「元帝被病、廣求方士、漢中送道士、王仲都至、詔問何所能爲、對曰、但能忍寒暑耳、乃以隆冬盛寒日、令相衣、載以駟馬、于上林昆明池上環冰而馳、御者厚衣狐裘、甚寒戰、而仲都獨無變色、臥于池臺上、曠然自若、因爲待詔。」
- ④ 漢書卷三六楚元王傳。
- ⑤ 漢書卷八七上楊雄傳上、「孝成帝時、客有薦雄文似相如者、上方郊祠甘泉泰畤、汾陰后土、以求繼嗣、召雄、待詔承明之庭。」
- ⑥ 漢書卷八五谷永傳。
- ⑦ 漢書卷一一哀帝紀。
- ⑧ 漢書卷二九溝洫志。
- ⑨ 漢書卷四五息夫躬傳。
- ⑩ 桓譚新論譴非第六。
- ⑪ 後漢書卷七九上儒林傳。
- ⑫ 後漢書卷二六趙熹傳。
- ⑬ 後漢書卷二八上桓譚傳。
- ⑭ 後漢書卷十上皇后紀上注。「續漢書曰、相者、待詔相工蘇文。」
- ⑮ 後漢書卷六〇下蔡邕傳下。
- ⑯ 吉川幸次郎『吉川幸次郎全集第十二卷』所收、一九六八。
- ⑰ 北朝の待詔については、山崎宏「北周の麟趾殿と北齊の文林館」(『鈴木博士古稀記念東洋學論叢』所收一九七二)を参照されたい。